26 町い総第 169 号
2026 年 10 月 7 日

町田の国保・医療をよくする市民の会　御中

町田市いきいき生活部長　武藤　正道

第 10 期介護保険事業計画に向けた要望書申し入れについて

いつも、町田市の介護保険事業についてご理解ご協力いただき誠にありがとうございます。2026年 9 月 18 日に受付いたしましたご要望について下記の通りお答えします。

記

「市の担当者と回答を兼ねた懇談の場を 10 月中に要望いたします。」について

現在、検討を進めている（仮称）町田市いきいき長寿プラン 27-29 に関する議論は「町田市介護保険事業計画・高齢者福祉計画審議会」において実施しており、ご意見等の収集についてはパブリックコメントにて市民の方等から広くご意見を伺う機会を設ける予定です。そのため、個別の懇談会等の開催については、ご要望にはお応えできません。ご理解いただきますようお願いいたします。

1　介護保険料に対する要望について

(1)について

介護保険事業の事業費は、要介護・要支援認定者数の増加に伴い増加を続けており、第 10 期介護保険事業計画についても、第 9 期と比較して増加することを見込んでいます。介護保険事業の財源の一部である、第 1 号被保険者の介護保険料について、一定のご負担をいただくことをご理解願います。

介護給付費準備基金とは、計画期間に生じた保険料の剰余金を管理し、次期計画期間の保険料の上昇抑制等に活用するものです。第 10 期計画期間における基金の活用については、保険料算定を進めるなかで検討してまいります。

介護保険料の減免制度については、低所得者に対する減免制度を設けるとともに、

倒産解雇や入院等により家計が急変した場合の減免制度も設けており、第 10 期介護保険事業計画においても継続し実施することを考えております。また、低所得者に対する介護保険料の軽減については、国や都の公費を活用しているため、第 10 期介護保険事業計画においても国の方針に基づき実施すべきものと考えております。

(2)について

介護保険制度において、低所得の方に対しショートステイ利用時の食費や居住費を軽減する介護保険負担限度額認定や、自己負担額が一定の基準を超えた場合に給付する高額介護サービス費、高額医療・高額介護合算制度がございます。また独自事業として、収入や貯蓄が少ない方に対し、自己負担額等を軽減する「生計困難者に対する利用者負担軽減制度」を実施しています。

そのため、更なる独自の軽減制度を実施する予定はございません。

2 介護基盤整備に対する要望について

(1)について

第 10 期計画において、特別養護老人ホームなどの整備については、施設の定員数、利用率、待機者数、待機期間等を総合的に勘案し、計画を策定いたします。

(2)について

住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者住宅については、利用者やその家族が、利用料金等を鑑み任意で契約、入居するものです。そのため家賃補助、食費補助をする予定はありません。

(3)について

介護が必要になっても、高齢者が可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域密着型サービスの整備計画を定めております。第 10 期計画における地域密着型サービスの整備については、利用率等を総合的に勘案し、計画を策定いたします。

3 総合事業に関する要望について

(1)について

介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)は、要支援者等が住み慣れた地域で自立した生活を継続できるよう、個々の状況に合わせた柔軟な支援を提供することを目的としています。サービスには、従来の介護保険サービスと同等の「従前相当

サービス」と、市が独自の基準で設定する「多様なサービス・活動」があります。
　これらのサービスの提供にあたっては、利用者ご本人の心身の状況や生活環境を客観的に評価した上で、ご本人・ご家族の意向も考慮しながら、適切な支援内容を決定することが原則です。地域包括支援センター等の専門職がアセスメント（課題分析）を行い、専門的知見に基づいたケアマネジメントを通じて、必要かつ最適なサービスを組み合わせて提供します。
　市としては、必要な方に必要なサービスが適切に届くようケアマネジメントの質の向上を図るとともに、引き続きサービスの充実や地域活動の支援に努めてまいります。

（2）について
　介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）におけるサービス単価は、国の規定により、国が定める額（従来の予防給付の単価）を勘案し、市町村が個別に定めることとされています。
　市では、国の単価設定の考え方を勘案するとともに、将来にわたって誰もが必要な介護サービスを確実に利用できるよう、サービス利用者数の推移や将来需要の推計等を踏まえ適正なサービス単価を定めています。
　引き続き、国による介護報酬改定の動向や社会情勢を注視し、事業者が安定して質の高いサービスを提供できるよう、適切な報酬体系の検討と運営に努めてまいります。

（3）について
　介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）におけるサービス単価は、国の規定により、国が定める額（従来の予防給付の単価）を勘案し、市町村が個別に定めることとされています。
　市では、国の単価設定の考え方を勘案するとともに、基本的には提供されるサービス内容や必要な専門性に応じて設定するものと考えています。そのうえで、将来にわたって誰もが必要な介護サービスを確実に利用できるよう、サービス利用者数の推移や将来需要の推計等を踏まえ適正なサービス単価を定めています。
　引き続き、国による介護報酬改定の動向や社会情勢を注視し、事業者が安定して質の高いサービスを提供できるよう、適切な報酬体系の検討と運営に努めてまいります。

4　介護従事者の処遇改善に関する要望について
（1）について
　介護従事者の賃金につきましては、介護報酬を通じて賄われるべきものであると

認識しております。
　国は、2026年6月に、介護人材不足や他産業との賃金格差の拡大に対応するため、介護報酬の臨時改定を実施いたしました。また、2027年度の介護報酬改定に向け、さらなるベースアップに関する議論を進めております。
　市といたしましては、こうした国の処遇改善の動きが、介護サービス事業所における人材確保を後押しするものと考えております。
そのため、市独自の経済的支援は考えておりません。

(2)について
　市では、介護人材の確保や育成・定着のための取組みを、町田市介護人材開発センターとともに進めております。
　主な取組みとして、求職・求人アプリの活用や就労相談会等の開催、資格取得支援の実施により、介護人材確保を推進しています。
　また、介護職員の介護の仕事のやりがいや働く方の想いなどを紹介する動画の配信や、若い世代をターゲットとした冊子の発行などにより、介護の仕事の魅力を広く発信しています。

5　市の介護計画素案の資料配布と説明会についての要望について
(1)について
　現在、検討を進めている(仮称)町田市いきいき長寿プラン 27-29 の素案については、12 月中旬を目途にパブリックコメントを実施いたします。市民から広く意見を募集するという観点から、どなたでも素案を閲覧できるよう、公共施設等での設置・配布を予定しております。なお、素案資料の設置・配布場所につきましては、ホームページや広報まちだにて周知いたします。

(2)について
　現在、検討を進めている(仮称)町田市いきいき長寿プラン 27-29 の素案に係るパブリックコメントの実施に合わせて、より多くの方に素案の趣旨をお伝えする方法を検討してまいります。

以上